

## 福島復興・再生について中長期的な対応を求める意見書

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から12年9ヶ月の長い年月が経過し、その間、県民の懸命な努力により当県の復興・再生は着実に進んでいる。一方で、長期にわたり避難生活を余儀なくされている県民の存在や国内外での根強い風評、地域間における復興の進捗格差などがあり、真の復興にはこれからも長い年月を要する。

これまでの復興・再生については、復興交付金等の所要財源の確保や各種事業の要件緩和を始め、令和3年度以降の第2期復興・創生期間における財政支援の継続など、国による様々な支援をもとに進められてきた。

複合災害は現在進行形であり、当県の復興・再生は今後も長期にわたり続くことから、令和4年12月に閣議決定された「令和5年度税制改正の大綱」において、「息の長い取組をしっかりと支援できるよう、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き責任を持って確実に確保する」と確認されたことを踏まえ、十分な財源等を確実に確保し、第2期復興・創生期間が終了する令和8年度以降も中長期的に当県の復興・再生を進めていく必要がある。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 避難地域への移住等の促進や福島国際研究教育機構（F-REI）の設立などの新たな取組に係る経費が生じていることを踏まえ、必要な事業執行に支障が生じないよう、第2期復興・創生期間における財源フレームの見直しを行うこと。
- 2 第2期復興・創生期間後においても、当県特有の深刻化・複雑化する課題等に対して、切れ目なく安心感をもって中長期的に復興を進めることができるよう、十分な財源と枠組み、さらには復興を支える制度を確実に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月26日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣宛て  
財務大臣  
経済産業大臣  
復興大臣

福島県議会議長 西山尚利